

令和7年度 岐阜県地域プランナー募集要領
(旧岐阜県農山漁村発イノベーションプランナー)

1 目的

岐阜県では、農林漁業者の付加価値創出や所得の向上、雇用の増加を図るため、6次産業化等に取り組む農林漁業者等の支援を行う地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下、「岐阜県サポートセンター」という。）を設置します。

岐阜県サポートセンター設置に際し、農林漁業者等の経営改善の取り組みをサポートする、民間の専門家である地域プランナーを募集いたします。

2 募集人員

15名程度（目安であり、実際の登録数とは異なる場合があります）

3 主な業務内容

- ① 学識経験者等を委員とする地域支援検証委員会（以下「地域委員会」という。）で決定した、岐阜県サポートセンターが支援する農林漁業者等（以下「支援対象者」という。）に対し、6次産業化等に取り組む経営全体の付加価値額（経常利益＋人件費＋減価償却費の合計金額）を増加するための経営や組織運営の改善方策等の作成及び実行のサポート。
- ② 支援対象者に決定した事業者が、経営改善の一環として「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号、六次産業化・地産地消法）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に取り組む場合、認定取得に向けたサポート。

4 応募条件

地域プランナーに応募しようとする者は次の（1）～（5）までの要件を全て満たしていることとします。

（1）知識、経験要件

A、B、Cいずれかに該当していること。

- A バリューチェーン全般の基礎知識を有し、財務状況による経営分析・診断の経験を有する者
- B 課題解決を効率的に行うためにデジタル技術の活用に関する専門的な知識・経験を有する者
- C 特定の専門的な知識、経験（食品衛生管理・知的財産・人材育成・販路開拓・新商品開発・地域活性化等）を有する者

（2）過去の実績

過去に農林漁業者等への支援について一定の成果をあげていること。

(3) コミュニケーション能力、倫理性

相談依頼者に対して丁寧に相談に応じ、高い倫理観を持つて的確な助言をする能力を有していること。

(4) 居住地域

制限なし。ただし岐阜県内もしくは岐阜県近隣（東海・北陸・近畿）に居住もしくは事務所などの拠点を有していない者は原則オンラインとする。

(5) その他要件

以下の項目のいずれにも該当しないこと。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条2の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ・破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 選定方法

書類審査で審査基準を満たした方に対し、岐阜県サポートセンターによる面接を実施し、地域委員会で選定を行います。

なお、岐阜県サポートセンターによる面接は6月16日(月)以降、オンライン（ZOOM）での実施を予定しています（書類審査を通過した方に対し、個別に面接時間のご連絡をいたします）。

6 応募方法

(1) 応募期限（書類提出期間）

2025年（令和7年）6月13日（金曜日）必着

(2) 提出書類

- ・別紙1 岐阜県地域プランナー応募用紙
- ・別紙2 応募時誓約書

(3) 提出方法

以下の(4) 提出先宛てに、作成した申請書類を電子メールで提出してください。

(4) 提出先

岐阜県サポートセンター（㈱OKB総研）

担当：山川

メールアドレス：y.yamakawa@okb-kri.jp

※メールの件名は、「地域プランナー応募の件」（お名前）をお願いいたします。

7. 業務形態及び謝金等

岐阜県サポートセンターからの依頼を受け、上記の「3. 主な業務内容」に記載した業務を実施していただきます。謝金及び旅費は、地域委員会で決定された「岐阜県地域プランナー謝金規程」及び「岐阜県地域プランナー旅費規程」に基づき支給します。

なお、実績として、令和6年度は30分当たり税別3,500円（1時間当たり税別7,000円）を謝金として支給しました。

8. 留意事項

- ・ 地域プランナーとして活動するには、岐阜県サポートセンターからの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
- ・ 支援の実施に当たっては、県農林事務所及び県関係機関と打合せを行い、個人情報の保護並びに秘密保持を厳守してください。（プランナー登録決定後、別途誓約書を提出いただきます）
- ・ 支援対象者への支援後は、1週間の活動に係る活動報告を翌週の水曜日までに提出していただきます。
- ・ 支援対象者への支援の効果を検証し、PDCAサイクルを活用した経営改善戦略の実行及び管理が図られているか点検・評価するため、サポートセンターが開催する地域委員会にオブザーバーとして出席を依頼する予定です。
- ・ 公序良俗等に不適切なことがあった場合や、相談者からの評価が著しく低い場合は、登録を解除することがあります。

9. お問い合わせ先

岐阜県地域資源活用・地域連携サポートセンター（㈱OKB総研）

担当：山川、澁谷

TEL:080-8673-8911

e-mail:y.yamakawa@okb-kri.jp